福県医発第２１１７号(保)
平成１６年　３月　５日

1599
16. 3. 8

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　関　原　敬次郎

医療用具の保険適用について

標記の件につきまして、平成１６年１月３０日付保医発第０１３０００１号で厚生労働省保険局医療課長より、「区分Ａ２」、「区分Ｂ」および「区分Ｃ１」につきまして、平成１６年１月３０日から新たに保険適用となった医療用具が示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、「区分Ａ２」および「区分Ｂ」の定義につきましては下記のとおりです。

記

Ａ２：　当該医療用具を用いた技術が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成６年３月厚生省告示第５４号）に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に定める特定診療報酬算定医療用具の区分のいずれかに該当するもの。

Ｂ：　当該医療用具が、特定保険医療材料およびその材料価格（材料価格基準）（平成１４年３月厚生労働省告示第９８号）に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。

小郡三井医師会より　　**担当理事　友清　明**
上記資料が参っております。（35ページ）
必要な方は医師会事務局にご連絡ください。